

## 【第3号議案】

### 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」 の推進に関する申し合わせ決議（案）

農地利用の最適化の推進を重点に位置づけた改正農業委員会法が、平成28年4月1日に施行された。農業委員会組織は、これまで以上に担い手への農地の利用集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入を含めた担い手の確保・育成などの活動の強化とその成果が求められている。

こうしたことを踏まえ、地域の農業者の代表として自信と誇りを持って農業・農村の健全な発展に寄与するため取り組んでいる全国運動を1年間前倒して改訂し、農業委員と農地利用最適化推進委員がしっかり連携した取り組みの強化を図ることとした。

よって、われわれは「農地と人」対策を現場で責任を持って推進する組織として、以下の事項についてここに申し合わせ、決議する。

#### 1. 農地の確保と有効利用の推進に取り組もう

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の十分な定数確保を図るとともに、両委員の適切な役割分担と連携による農地利用の最適化の推進に努めること。
- (2) 地域農業のめざす将来像である「人・農地プラン」の作成を支援するため、話し合いの場づくりや参加等を通じて地域内の合意形成に努めること。
- (3) 計画的な遊休農地の発生防止・解消をめざし、農地パトロール(農地利用状況調査)による地域の農地利用の総点検を行うとともに、農地利用意向調査を着実に実施し、その結果を踏まえ農地中間管理機構と連携した措置の実施を行うこと。さらに非農地判断を円滑に行い、「守るべき農地」の範囲の明確化を図ること。
- (4) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた農地の出し手と受け手のマッチングを強化するため農地台帳の精度向上をめざすとともに、「全国農地ナビ」への積極的な参加を進めること。
- (5) 優良農地を確保するための農地転用許可制度の適正な運用を図るため、都道府県知事と十分に連携し、農地転用許可に係る効果的かつ効率的な事務手続きに努めること。  
また、関係機関とも連携して無断転用の防止、早期発見・是正指導に取り組むこと。
- (6) 「人・農地プラン」の作成・見直し等における農地中間管理機構との連携を強化すること。また、農家から農地のあっせん等の希望が出された場合、地域の実情を踏まえた手法を選択し、農地利用調整を行うこと。

## 2. 担い手の確保と経営の合理化に向けた支援を強化しよう

- (1) 認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化すること。また、担い手が不足している地域では、集落営農の組織化や法人化に向けた地域の合意形成を促進すること。
- (2) 企業の農業参入や新規就農者などの新たな農業のパートナーづくりを推進するため、農業参入希望者等の相談に積極的に対応するとともに、市町村やJAなど関係機関・団体と連携し、新規参入後の経営確立に向けた支援体制を整備すること。
- (3) 農地所有適格法人及び一般企業などの農業参入に当たっては、制度の仕組みや留意点などを周知するとともに、農地の権利取得に係る適正な要件確認と日常的な管理・指導の取り組みを通じて、農地の有効利用と地域農業の振興につなげること。
- (4) 農業者年金について、農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のための重要施策と位置づけ、その普及・定着と加入推進に取り組むこと。

## 3. 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう

- (1) すべての農業委員会において、毎年一定の時期に、認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会を実施し、それらを通じた農業・農村現場の声を積み上げること。
- (2) 改正農業委員会法第38条を踏まえ、地域における農業・農村の問題を幅広く積み上げた意見の市町村長等への提出など政策提案活動を強化すること。

## 4. 農業・農村の実態と農業委員会活動を積極的に周知する情報提供活動を強化しよう

- (1) 全国農業新聞や農業委員会だより等で、地域住民を対象に農業委員会や農業者等の取り組みや地域の課題を周知すること。
- (2) 農業委員会活動の報告義務を踏まえ、農業委員会の活動目標・成果等を公表する「農業委員会活動整理カード」の精度向上に努めるとともに、農業委員会の活動事例を「見える化」し、農業委員会活動に対する地域住民等の理解促進に取り組むこと。